

経営革新等支援機関の認定取得について

当金庫は、平成24年12月21日(金)に、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を取得いたしました。

この経営革新等支援機関は、金融機関、税理士、税理士法人など、認定を受けた同支援機関と連携強化しながら経営改善計画書策定支援などの経営支援を行うものであり、当金庫の中期経営計画等の事業方針の基本目標にある「課題解決型金融の深化」に繋がるものです。

なお、経営革新等支援機関の認定取得に伴いまして、以下のとおり、信用保証協会制度「経営革新強化保証制度」の取扱いを開始して、積極的に中小企業者のお客さまへのサポートを強化してまいります。

記

制度名	経営力強化保証制度
対象者	経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行及び進捗の報告を行う中小事業者
対象資金	事業資金(事業計画の実施に必要な資金に限る)
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 原則として、運転資金5年以内 設備資金7年以内
貸付利率	当金庫所定利率
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
保証利率	原則、通常の保証料率よりも一区分低い料率が適用されます
提出書類	信用保証協会所定の申込書類のほか、以下の書類等 ・ 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・ 事業計画

以上